

船舶インシデント調査報告書

令和5年5月17日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	令和3年9月24日 11時33分ごろ
発生場所	鹿児島県指宿市山川漁港東方沖 山川港鵜瀬灯標から真方位125° 1.0海里付近 （概位 北緯31° 12.2′ 東経130° 39.8′）
インシデントの概要	プレジャーボートマルゲンは、航行中、主機が停止して再始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和3年10月6日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート マルゲン、5トン未満（長さ7.65m） 270-38520熊本、個人所有 ディーゼル機関、船内外機、4サイクル、出力95.6kW、回転数 毎分2,900、4気筒、ボア104mm、使用燃料軽油、平成5年 8月進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、鹿児島県垂水市から熊本県上天草市へ回航中、機関回転数が不安定になり、主機が停止した。</p> <p>船長は、主機の再始動を試みたが始動できず、運航不能と判断して海上保安庁に救助を要請し、本船は、来援した水難救済会所属の船舶にえい航されて山川漁港に入港した。</p> <p>本船は、後日、修理業者により、燃料油こし器と主機との間の燃料油ホースにゴミが詰まって、主機に燃料が供給されていないことが確認された。</p> <p>船長は、燃料油ホースに詰まったゴミは、燃料油ホースの接続部に使用されたシール材が経年劣化して剥がれ落ちたものである可能性があるとして修理業者から伝えられた。</p> <p>船長は、本船を中古で購入して引き渡された後、本インシデント当時が初めての航海であり、本船の引渡しの際、前所有者から、主機の潤滑油や冷却水ポンプ駆動ベルトは交換したばかりで、主機の状態は良好であると伝えられていたので、引き渡された後に燃料油システムの点検を行わなかった。</p>

<p>分析</p>	<p>本船は、出航前に燃料油系統の点検が行われていなかったところ、航行中、燃料油ホース内にゴミが詰まったことから、燃料油の供給が阻害され、主機が運転できなくなったものと考えられる。</p> <p>本船は、中古で購入して引き渡された後、本インシデント当時が初めての航海であり、前所有者から船長に主機の状態は良好であると伝えられていたことから、引き渡された後に燃料油系統の点検が行われていなかったものと考えられる。</p> <p>燃料油ホース内のゴミの詰まりは、燃料油ホースの接続部分に使用されたシール材が劣化し、剥がれ落ちたことにより生じた可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本インシデントは、本船が、出航前に燃料油系統の点検が行われていなかったところ、航行中、燃料油ホース内にゴミが詰まったため、燃料油の供給が阻害され、主機が運転できなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は船齢の古い船舶を入手した際には燃料油系統の点検にあたり燃料油ホースの接続部も点検し、劣化した箇所が見つかった場合は修理すること。